

平成29年10月4日

学内自転車利用者 各位

放置自転車の処分について

本学では、以下のとおり、放置自転車の処分を行いますのでお知らせします。

なお、学内で通勤・通学に使用している自転車は、防犯登録や施錠を適切に行い、長期間駐輪しないようにしてください。

学内環境美化及び自転車のマナー向上に引き続きご協力をお願いします。

1. 処分時期

平成29年11月末までを告知期間とし、12月中に処分する予定です。

2. 対象放置自転車（別図参照）

以下の集積場所にある自転車を処分対象とします。

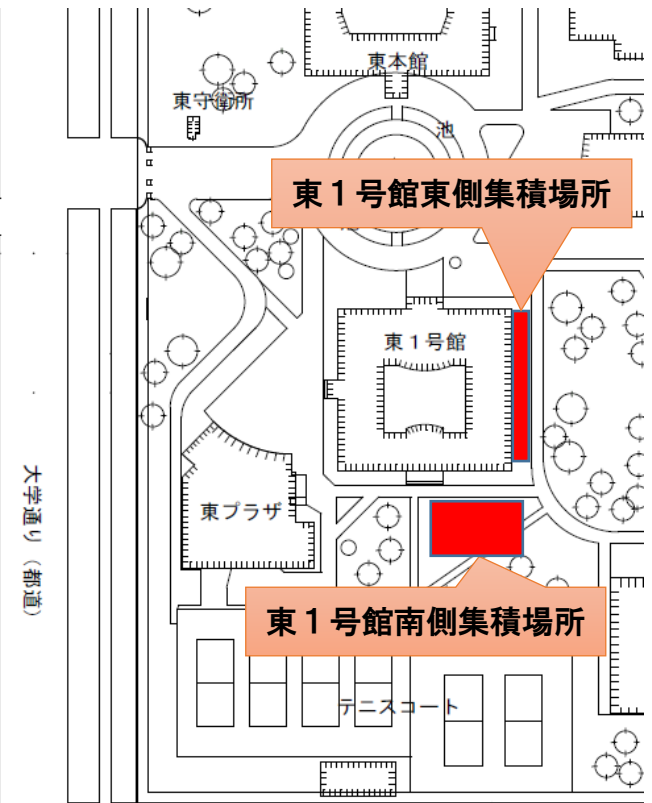
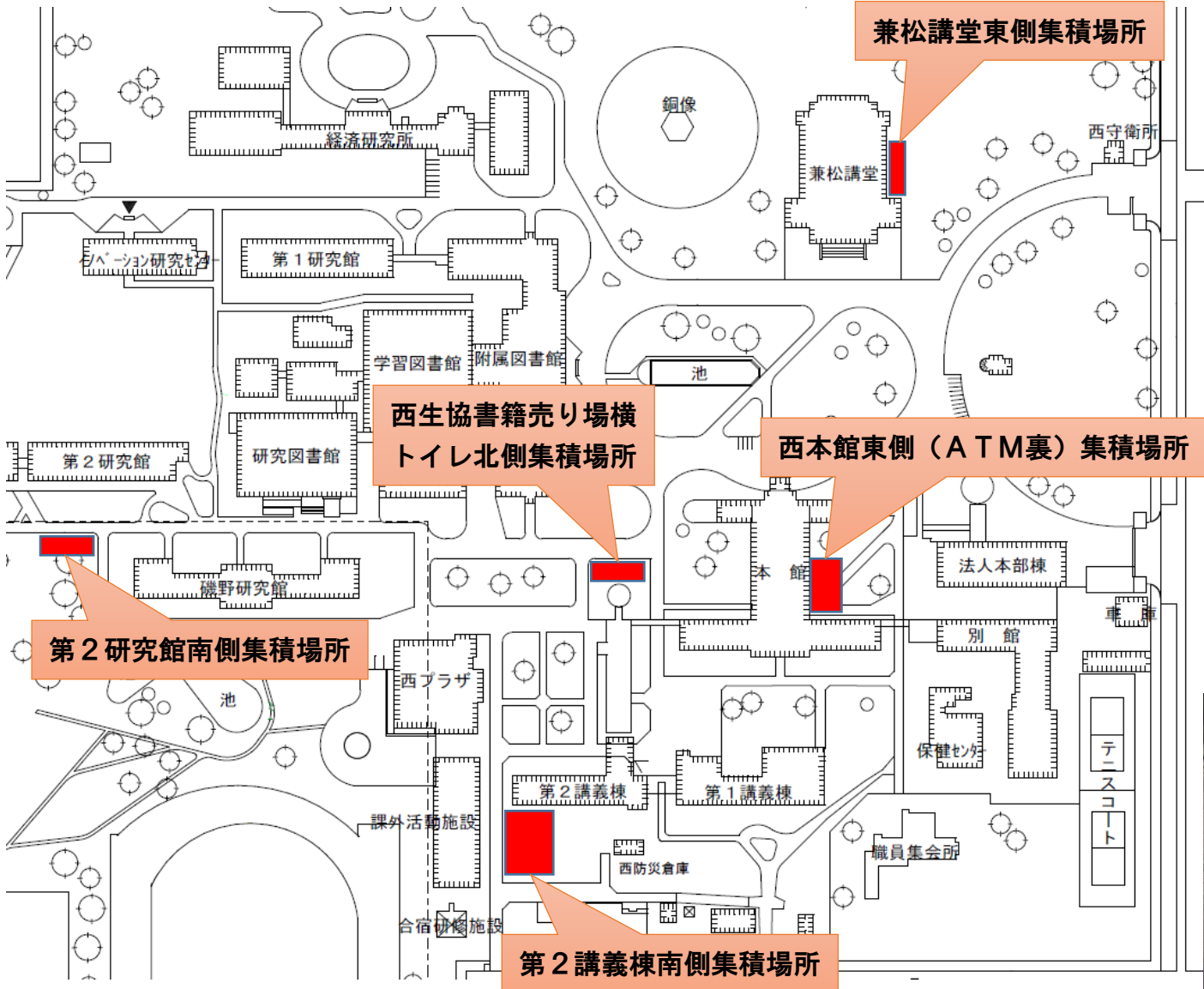
- ・西本館東側（ATM裏）集積場所
- ・西生協書籍売り場横トイレ北側集積場所
- ・第2講義棟南側集積場所
- ・第2研究館南側集積場所
- ・兼松講堂東側集積場所
- ・東1号館東側集積場所
- ・東1号館南側集積場所

3. 注意事項

- (1) 集積場所にありロープで囲っている自転車は、防犯登録番号等に基づき、所轄警察署に盗難の照会を行いますので移動させないでください。
- (2) 所有する自転車が集積場所にあり、処分対象となっている場合は、防犯登録カード（防犯登録をした際の控え）等を持参の上、学生は学生支援課に、教職員は総務課にお問い合わせください。
- (3) 処分に当たっては、廃棄業者に引き渡すため、引き渡し後（12月下旬予定）の照会には応じられませんのでご注意ください。

総務部総務課
学務部学生支援課

処分対象の放置自転車集積場所



(ロープで囲った撤去対象の自転車のイメージ)